

沖市保幼 303005 号
令和 2 年 3 月 5 日

保護者 各位

沖繩市長 桑 江 朝千夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご協力願い

平素より本市の教育・保育行政へご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先月末、新型コロナウイルス感染のリスクを予防する観点から、全国の小学校、中学校、高等学校等については、春休みまでの間、臨時休校の要請が国から発表されております。

一方、保育所(園)・認定こども園・幼稚園等は、感染の予防に留意した上で、開所することとなっておりますが、園児の健康を守るため、感染のリスクを予防するためにも、対応可能な保護者様におかれましては、小学校が再開されるまでの期間を目安に、家庭保育を行っていただきますようご協力お願いいたします。なお、家庭保育を強要するものではないので、念のため申し添えます。

保育料につきましては、感染予防の観点から 6 日以上家庭保育(お休み)いただく場合、保育料は日割り計算いたします。

また、園児をお預けするにあたり、下記事項についてもご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

【留意事項】

- (1) 園児について、登園前の体温計測を徹底し、37.5 度以上の発熱や呼吸器症状がある場合は、登園をお断わりすることとします。同様に、解熱後 24 時間以上が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園をお断りすることとします。
- (2) 園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、最終接触日から 2 週間は登園をお断りすることとします。
- (3) 園児や職員が感染した場合は、当該保育所等の一部又は全部を臨時休園する場合がございます。
- (4) 園児(家族含む)の新型コロナ患者の発生状況等については、保護者同意のもと、各関係機関と情報共有することとします。

※濃厚接触者とは

- ・患者(疑いを含む)と同居あるいは長時間の接触(車内・同じ室内)があった者
- ・患者(疑いを含む)の痰やつばなど直接接触した可能性が高い者
- ・適切な感染防護なしに患者(疑いを含む)を看護などした者

※上記対応は、厚生労働省、文部科学省の方針により随時、変更・更新することを予めご了承ください。